

令和 8 年第 7 回

鳥取市選挙管理委員会議案

日 時 令和 8 年 4 月 2 2 日（水）午前 1 0 時

場 所 鳥取市役所本庁舎 4 階 選挙管理委員会室

会 議 日 程

1 開 会

2 付議する議案

(鳥取市長選挙関係)

議案第 76 号 令和 8 年 3 月 29 日執行鳥取市長選挙における当選の効力に関する異議の申出について

3 そ の 他

4 閉 会

議案第 76 号

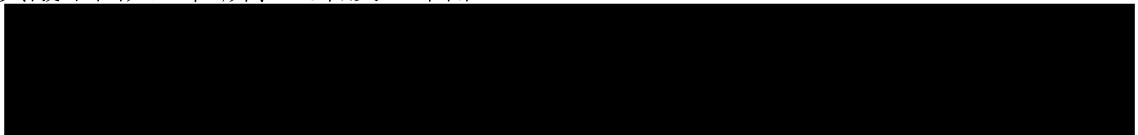
令和 8 年 3 月 29 日執行鳥取市長選挙における当選の効力に関する
異議の申出について

令和 8 年 4 月 6 日に提起された、令和 8 年 3 月 29 日執行の鳥取市長選挙（以下「本件選挙」という。）におけるその当選の効力に関する異議の申出（以下併せて「本件異議の申出」という。）について、次のとおり決定する。

令和 8 年 4 月 22 日提出

鳥取市選挙管理委員会
委員長 森山 慎一

1 異議申出人の住所、氏名及び年齢



2 本件異議の申出の趣旨

本件選挙における、当選結果の無効について異議の申出をするものである。

3 本件異議の申出の理由

票の数え直しをした場合、当選結果が変わることが考えられたため。

4 本件異議の申出に対する当委員会の決定

本件異議の申出を却下する。

5 本件異議の申出に対する決定書

別紙のとおり。

提案理由

公職選挙法第 216 条第 1 項において準用する行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 24 条第 2 項及び第 45 条第 1 項の規定により、本件異議の申出の却下を決定するためである。

決 定 書 (案)

異議申出人

住所



氏名 永井 豪

上記異議申出人から令和8年4月6日に提起された、令和8年3月29日執行の鳥取市長選挙（以下「本件選挙」という。）における当選の効力に関する異議の申出（以下併せて「本件異議の申出」という。）について、鳥取市選挙管理委員会（以下「当委員会」という。）は、次のとおり決定する。

主 文

本件異議の申出を却下する。

異議の申出の要旨

- 1 本件異議の申出の趣旨
本件選挙における、当選結果の無効について異議の申出をするものである。
- 2 本件異議の申出の理由
票の数え直しをした場合、当選結果が変わることが考えられたため。

決 定 の 理 由

公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第206条第1項に定める地方公共団体の議会の議員又は長の当選の効力に関する異議の申出は、「その当選の効力に関し不服がある選挙人又は公職の候補者」が行うことができるとされているが、その趣旨は、選挙が選挙区ごとに行われるものであることに鑑み、当該選挙区の選挙に参加し得る権利を有する者にその結果の違法を主張する途を与え、もって選挙に関する法規の適用の客観的適正を期することにある。この趣旨に照らせば、法第206条第1項所定の選挙人とは、選挙区のある選挙においては、当該選挙区に所属し、当該選挙区の選挙に参加し得る権利を有する選挙人に限られると解すべきである。（最高裁判所昭和39年2月26日判決。）

当委員会の調査の結果、申出人は、本件選挙の選挙人又は候補者のいずれでもなかった。

したがって、申出人は、本件選挙において、法第206条第1項所定の「選挙人」又は「公職の候補者」のいずれにも該当しないことから、本件異議の申出は不適法であって補正することができないことが明らかである。

よって当委員会は、法第216条第1項において準用する行政不服審査法（平成26年法律第68号）第24条第2項及び第45条第1項の規定により、主文のとおり決定する。

令和8年 月 日

鳥取市選挙管理委員会

委員長 森山 慎一

法第206条第2項の規定により、この決定に不服がある場合は、この決定書の交付を受けた日又は法第215条の規定による告示の日から21日以内に、文書で鳥取県選挙管理委員会に審査を申し立てることができます。